



愛媛県報

発行 愛媛県

平成18年8月29日火曜日 第1790号

◇ 目 次 ◇

字の廃止（宇和島市）.....	733
介護機関（居宅介護事業者）の指定.....	733
介護機関（居宅介護支援事業者）の指定.....	734
介護機関（特定福祉用具販売事業者）の指定.....	734
介護機関（介護予防事業者）の指定.....	734
医療機関の指定.....	734
施術機関の指定.....	735
医療機関の廃止の届出.....	735
指定自立支援医療機関の指定（2件）.....	735
指定障害福祉サービス事業者の指定.....	735
大規模小売店舗の新設の届出の概要等.....	736
大規模小売店舗の変更の届出の概要等（2件）.....	737
地籍調査の成果の認証.....	738
解除予定保安林にする旨の通知.....	738

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告.....	738
中予水産試験場調査船の建造について.....	739

任 免 辞 令

公営企業任免辞令.....	739
---------------	-----

正 誤

平成18年7月21日付け第1779号愛媛県告示第1106号（落札者等の告示）中..... 739
 平成18年7月21日付け第1779号愛媛県告示第1107号（落札者等の告示）中..... 740

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第1240号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、宇和島市長から次のとおり字を廃止する旨の届出があった。

平成18年8月29日

愛媛県知事 加戸守行

岩松の区域内の小字を全部廃止する。

○愛媛県告示第1241号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護事業者）を次のように指定した。

平成18年8月29日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
有限会社礎	宇和島市小浜2101番地5	ヘルパーつくし	宇和島市小浜2101番地5	平成18年7月7日
医療法人さとう内科クリニック	今治市大新田町三丁目4番8号	さとう内科クリニック	今治市大新田町三丁目4番8号	平成18年5月1日
米田 滋 明	西条市樋之口19番地4	米田脳神経外科	西条市大町706番地4	平成18年6月1日
狩山 憲 二	西条市大町701番地2	かりやま整形外科	西条市大町701番地2	平成18年6月1日
医療法人松田循環器科内科	西条市三津屋南13番50号	松田循環器科内科	西条市三津屋南13番50号	平成18年5月9日
医療法人いしづちやまクリニック	西条市周布921番地	いしづちやまクリニック	西条市周布921番地	平成18年5月1日
医療法人増田泌尿器科	伊予市上野1616番地1	増田泌尿器科	伊予市上野1616番地1	平成18年6月1日

○愛媛県告示第1242号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護支援事業者）を次のように指定した。

平成18年 8月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
有限会社山起会ライフサプライ	松山市東石井三丁目3番5号	指定居宅介護支援事業所ケアフル伊予	伊予市市場甲1021-3	平成18年8月7日

○愛媛県告示第1243号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（特定福祉用具販売事業者）を次のように指定した。

平成18年 8月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（特定福祉用具販売事業者）の名称	主たる事務所の所在地	特定福祉用具販売事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
生活協同組合コープえひめ	松山市朝生田町三丁目1番12号	コープえひめ福祉用具貸与事業所新居浜	新居浜市久保田町二丁目4番28号	平成18年7月12日

○愛媛県告示第1244号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（介護予防事業者）を次のように指定した。

平成18年 8月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
米田 滋 明	西条市樋之口19番地4	米田脳神経外科	西条市大町706番地4	平成18年6月1日
狩 山 憲 二	西条市大町701番地2	かりやま整形外科	西条市大町701番地2	平成18年6月1日
医療法人増田泌尿器科	伊予市上野1616番地1	増田泌尿器科	伊予市上野1616番地1	平成18年6月1日
有限会社愛ミング・ケアセンター	南宇和郡愛南町御荘菊川283	有限会社愛ミング・ケアセンター	南宇和郡愛南町御荘菊川283	平成18年6月7日
医療法人光陽会	松山市小坂三丁目3-26	訪問看護ステーションとべ和合苑	伊予郡砥部町北川毛1412-3	平成18年8月4日
医療法人光陽会	松山市小坂三丁目3-26	老人保健施設とべ和合苑	伊予郡砥部町北川毛1412-3	平成18年8月4日

○愛媛県告示第1245号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

平成18年 8月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

医療機関の名称	開設者の氏名又は名称	所在地	指定年月日
医療法人彩水会 眞部クリニック	医療法人 彩水会	今治市矢田甲7番地1	平成18年7月1日

睦美歯科医院	是 澤 宣 勝	宇和島市恵美須町二丁目5番8号	平成18年7月3日
中山皮膚科クリニック	医療法人 中山皮膚科クリニック	新居浜市中須賀町一丁目6番10号	平成18年7月1日
青野歯科医院	青 野 紀 昭	新居浜市庄内町一丁目8番35号	平成18年7月1日
そがめ薬局上原店	有限会社 テンタートル	新居浜市上原三丁目1番29号	平成18年8月1日
クローバー薬局	有限会社 喜多調剤	大洲市東若宮14番11	平成18年8月1日

ほほえみ歯科クリニック	医療法人コスモス会	四国中央市妻鳥町字山口屋1274番地1	平成18年7月1日
-------------	-----------	---------------------	-----------

○愛媛県告示第1246号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、施術機関を次のように指定した。

平成18年 8月29日

愛媛県知事 加戸守行

施術機関の名称	開設者の氏名又は名称	所在地	指 定 年 月 日
杉浦接骨院	杉浦英世	宇和島市御殿町2番12号第5松井ビル1F	平成18年7月7日
佐々木鍼灸院	佐々木 一 明	八幡浜市天神通2-2	平成18年7月11日

○愛媛県告示第1247号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した医療機関を次のように廃止した旨の届出があった。

平成18年 8月29日

愛媛県知事 加戸守行

医療機関の名称	開設者の氏名又は名称	所在地	廃 止 年 月 日
皮フ科・形成外科はらだクリニック	原 田 伸	新居浜市上原三丁目2748-1	平成18年6月1日
増田泌尿器科	増 田 秀 人	伊予市上野1616番地1	平成18年6月1日
医療法人彩水会真部病院	医療法人彩水会	今治市矢田甲7番地1	平成18年7月1日
睦美歯科医院	是 澤 宣 勝	宇和島市恵美須町二丁目3番1号	平成18年7月3日
中山皮膚科クリニック	医療法人中山皮膚科クリニック	新居浜市中須賀町一丁目6番18号	平成18年7月1日
青野歯科医院	青 野 紀 昭	新居浜市一宮町一丁目5-50新居浜ビル2-B	平成18年7月1日
明屋敷診療所	新居浜医療生活協同組合	西条市大師町182番地	平成18年7月1日
ほほえみ歯科クリニック	高 橋 啓 二	四国中央市妻鳥町1136-1フジグラン川之江専門店棟	平成18年7月1日

○愛媛県告示第1248号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成18年 8月29日

愛媛県知事 加戸守行

名 称	所 在 地	開設者の住所及び氏名又は名称	担当すべき医療の種類	指定年月日
愛媛県立今治病院	今治市石井町四丁目5番5号	松山市 愛媛県知事 加戸守行	整形外科に関する医療（育成医療・更生医療）	平成18年8月1日

○愛媛県告示第1249号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成18年 8月29日

愛媛県知事 加戸守行

名 称	所 在 地	開設者の住所及び氏名又は名称	担当すべき医療の種類	指定年月日
ふじ薬局	四国中央市川之江町2270-7	四国中央市 田中 耕治郎		平成18年8月1日
ナダベ薬局	伊予市灘町1-15	伊予市 灘部 由美子		"
そがめ薬局上原店	新居浜市上原三丁目1番29号	西条市 有限会社テナートル		"
青空薬局	宇和島市柿原甲1352番4	福岡県北九州市 メディカルブレーション株式会社		"
白雲薬局	宇和島市広小路1番34号	福岡県北九州市 メディカルブレーション株式会社		"
わかば薬局	東温市志津川160-1	西予市 有限会社若葉調剤		"
そうごう薬局港町店	八幡浜市416番地1	福岡県福岡市 総合メディカル株式会社		"

○愛媛県告示第1250号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。

平成18年 8月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	指定障害福祉サービス事業所		指 定 年 月 日
	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000100222112	有限会社田窪若草ヘルパー	西予市明浜町狩浜二番耕地3番地1	田 窪 智津子	身体障害者居宅介護	有限会社田窪若草ヘルパー	西予市明浜町狩浜二番耕地3番地1	平成18年 8月16日
38000100222161	有限会社田窪若草ヘルパー	西予市明浜町狩浜二番耕地3番地1	田 窪 智津子	身体障害者外出介護	有限会社田窪若草ヘルパー	西予市明浜町狩浜二番耕地3番地1	平成18年 8月16日
38000200251110	有限会社田窪若草ヘルパー	西予市明浜町狩浜二番耕地3番地1	田 窪 智津子	知的障害者居宅介護	有限会社田窪若草ヘルパー	西予市明浜町狩浜二番耕地3番地1	平成18年 8月16日
38000200251169	有限会社田窪若草ヘルパー	西予市明浜町狩浜二番耕地3番地1	田 窪 智津子	知的障害者外出介護	有限会社田窪若草ヘルパー	西予市明浜町狩浜二番耕地3番地1	平成18年 8月16日
38000300204118	有限会社田窪若草ヘルパー	西予市明浜町狩浜二番耕地3番地1	田 窪 智津子	児童居宅介護	有限会社田窪若草ヘルパー	西予市明浜町狩浜二番耕地3番地1	平成18年 8月16日
38000300204167	有限会社田窪若草ヘルパー	西予市明浜町狩浜二番耕地3番地1	田 窪 智津子	児童外出介護	有限会社田窪若草ヘルパー	西予市明浜町狩浜二番耕地3番地1	平成18年 8月16日
38000500079112	有限会社田窪若草ヘルパー	西予市明浜町狩浜二番耕地3番地1	田 窪 智津子	精神障害者居宅介護	有限会社田窪若草ヘルパー	西予市明浜町狩浜二番耕地3番地1	平成18年 8月16日
38000500079161	有限会社田窪若草ヘルパー	西予市明浜町狩浜二番耕地3番地1	田 窪 智津子	精神障害者外出介護	有限会社田窪若草ヘルパー	西予市明浜町狩浜二番耕地3番地1	平成18年 8月16日

○愛媛県告示第1251号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び西条市地方局産業経済部商工労政課並びに西条市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成18年 8月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパードラッグコスモスついたち店
西条市朔日市 253 - 1 外
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社コスモス薬品
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
代表取締役 宇野 正晃
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社コスモス薬品
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
代表取締役 宇野 正晃
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
平成19年 4月11日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,708平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
ア 駐車場の収容台数
95台
イ 駐輪場の収容台数
50台
ウ 荷さばき施設の面積

43 58平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の容量

16 20立方メートル

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後 9時30分

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 9時30分から午後10時まで

ウ 駐車場の自動車の出入口の数

出入口 2箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 6時から午後10時まで

2 届出年月日

平成18年 8月10日

3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び西条市地方局産業経済部商工労政課並びに西条市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1252号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工政課並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成18年 8月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 の 年 月 日
伊予鉄ターミナルビル	松山市湊町五丁目1番地1	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	伊予鉄道株式会社 代表取締役社長 森本 惇	伊予鉄道株式会社 代表取締役社長 佐伯 要	平成18年 4月25日	平成18年 8月18日
		大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	伊予鉄観光開発株式会社 代表取締役社長 桑原 毅	伊予鉄観光開発株式会社 代表取締役社長 増岡 次郎	平成18年 6月30日	

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工政課並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1253号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工政課並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成18年 8月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 の 年 月 日
パルティ・フジ三津	松山市被川2-13-17	大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社フジ、有限会社和光カメラ商会	株式会社フジ	平成18年 2月25日	平成18年 8月16日
		大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社フジ 代表取締役 時任紀邦	株式会社フジ 代表取締役 高橋吉昭	平成17年 9月1日	
			株式会社フジ 代表取締役 高橋吉昭	株式会社フジ 代表取締役 尾崎英雄	平成18年 7月24日	
パルティ・フジ松江	松山市松江町5番3外	大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社フジ 代表取締役 時任紀邦	株式会社フジ 代表取締役 高橋吉昭	平成17年 9月1日	
			株式会社フジ 代表取締役 高橋吉昭	株式会社フジ 代表取締役 尾崎英雄	平成18年 7月24日	
パルティ・フジ和気	松山市和気一丁目637番地1	大規模小売店舗において小売業を行う者の名称	ジャスフォート株式会社	スナップス販売株式会社	平成17年 5月1日	
		大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社フジ、株式会社メディコ・二十一、株式会社タカキペーカリー、株式会社柳櫻堂、有限会社あぼんりー、スナップス販売株式会社	株式会社フジ、株式会社メディコ・二十一、有限会社あぼんりー、スナップス販売株式会社	平成16年 6月6日 平成17年 2月15日	

		大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社フジ 代表取締役 時任紀邦	株式会社フジ 代表取締役 高橋吉昭	平成17年 9月1日
		大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社フジ 代表取締役 高橋吉昭	株式会社フジ 代表取締役 尾崎英雄	平成18年 7月24日
ヴェスタ本町	松山市本町六丁目5番1号	大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社フジ 代表取締役 時任紀邦	株式会社フジ 代表取締役 高橋吉昭	平成17年 9月1日
		大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社フジ 代表取締役 高橋吉昭	株式会社フジ 代表取締役 尾崎英雄	平成18年 7月24日
ヴェスタ立花	松山市立花二丁目35番地	大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社フジ 代表取締役 時任紀邦	株式会社フジ 代表取締役 高橋吉昭	平成17年 9月1日
		大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社フジ 代表取締役 高橋吉昭	株式会社フジ 代表取締役 尾崎英雄	平成18年 7月24日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労働課並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1254号

次の地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したから、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成18年8月29日

愛媛県知事 加戸守行

1 地籍調査の実施者、地域、調査期間及び成果の名称

実施者	地 域	調 査 期 間	成 果 の 名 称
松山市	古川南地区の一部、古川北及び古川町地区、和泉南地区	平成16年度から平成17年度まで	松山市の地籍図及び地籍簿
宇和島市	津島町岩松の一部	平成16年度から平成17年度まで	宇和島市の地籍図及び地籍簿

2 認証年月日

平成18年8月29日

○愛媛県告示第1255号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成18年8月29日

愛媛県知事 加戸守行

1 解除予定保安林の所在場所

四国中央市富郷町津根山字ユリガタキ乙429の18

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

送電変電施設用地とするため

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成18年8月29日

愛媛県知事 加戸守行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成18年8月17日	特定非営利活動法人 家族支援フォーラム	米田順哉	松山市姫原二丁目3番地21	この法人は、障害の種別・障害の有無にかかわらず、地域生活を送る上で福祉サービスを必要とする人とその家族に対して、児童・障害児者や高齢者に関する事業を行い、幸せを感じながら安心して地域生活が送れるよう、各ライフステージに合わせて支援することを目的とする。

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成18年 8月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 入札に付する事項

- (1) 件名
中予水産試験場調査船の建造
- (2) 製造物品名及び数量
中予水産試験場調査船 1隻
- (3) 製造物品の内容等
入札説明書及び仕様書による。
- (4) 納入期限
平成19年 3月31日
- (5) 納入場所
愛媛県中予水産試験場
- (6) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札参加者又はその代理人は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成18年度及び平成19年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 納入期限までに確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 法令等の定めによる許認可等に基づいて営業を行う必要がある場合にあっては、その許認可等に基づく営業であることを証明した者であること。
- (4) 公正性かつ無差別性が確保されている場合を除き、本件調達の仕様策定に直接関与していない者であること。
- (5) 開札をする日において、知事が行う指名停止の期間中でない者であること。
- (6) アフターサービス、修理、部品供給等を長期にわたり円滑に実施できるものであること。

証明に当たっては、当該製造物品又はこれと同等の類似品に係る製造実績又は、官公署等への過去の納入実績等を証明する関係書類(契約書など)を提示するなど、明確な方法によること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
愛媛県農林水産部水産局水産課
〒790 8570
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話 (089)912 2618
- (2) 入札書の受領期限
平成18年10月10日(火)午後2時

- (3) 入札説明書の交付方法
(1)に掲げる場所で交付する。
- (4) 開札の日時及び場所
平成18年10月10日(火)午後2時
愛媛県庁第1別館7階会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条の規定による。
- (3) 入札者に要求される事項
ア この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を製造できることを証明する書類を入札書の提出に先立って提出しなければならない。
なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。
イ 入札書は封印し、受領期限までに提出しなければならない。
- (4) 入札の無効
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否
要
- (6) 落札者の決定方法
この公告に示した物品を製造できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (7) その他
詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be manufactured:
Research vessel , 1
- (2) Time limit of tender: 2:00 p.m . , 10 October 2006
- (3) For further information , please contact: Fisheries Promotion Division , Fisheries Subdepartment , Agriculture , Forestry and Fisheries Department , Ehime Prefectural Government , 4 4 2 , Ichibancho , Matsuyama , Ehime , 790 8570 Japan
Tel 089 912 2618

任 免 辞 令

○公営企業任免辞令

7月31日

愛媛県技術吏員 本 宮 数 浩

願により本職を免ずる

退職手当は支給しない(愛媛県職員退職手当条例第14条)

正 誤

○正 誤

平成18年7月21日付け第1779号愛媛県告示第1106号(落札者等の

告示)中

ページ	箇 所	誤	正
637	告示番号	愛媛県告示第1106号	愛媛県告示第1256号

○正 誤

平成18年 7月21日付け第1779号愛媛県告示第1107号(落札者等の告示)中

ページ	箇 所	誤	正
637	告示番号	愛媛県告示第1107号	愛媛県告示第1257号